

令和5年 第12回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和5年12月26日(火) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 6名

農業委員

1番 橋口 昌央	2番 幸妻 正浩	3番 上野 光正
5番 松井 正一郎	6番 永友 薫	7番 坂元 洋子
会長 坂本 弘志		

農地利用最適化推進委員

1番 宮越 美秋	2番 久保田 伸博	5番 小原 拓也
6番 赤澤 克俊	7番 坂本 幸	8番 永友 定己

4. 欠席委員
農地利用最適化推進委員 1名
3番 山本 浩司

5. 議事日程

- | | |
|----|---|
| 第1 | 議事録署名委員及び会議書記の指名 |
| 第2 | 会期の決定(別記のとおり) |
| 第3 | 諸報告 |
| 第4 | 議案第65号 農地移動適正化あっせん事業について |
| 第5 | 議案第66号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について |
| 第6 | 議案第67号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について |
| 第7 | 議案第68号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について |
| 第8 | 議案第69号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について |

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係長 金城 朋子 主査 大嶋 昌子
(開会14時00分)

[事務局]

定刻になりました。会の進行を、坂本会長よろしく願いいたします。

[議長]

ただいまから、令和5年第12回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は、7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、6名が出席です。

なお、欠席の3番、山本浩司推進委員からは、欠席届が提出されております。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申しあげますので、よろしく願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員および会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、6番、永友薫委員、7番、坂元洋子委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日12月26日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局でございます。

資料2ページをお開きください。

まず12月の業務報告について、でございます。

1日に「高鍋町行政事務連絡員会」が開催をされております。

6日に「地域計画協議の場（高鍋北地区）実施に伴う児湯農林振興局との事前協議」を行っております。

7日から15日まで「高鍋町議会定例会」が開催をされております。

続いて11日「地域計画協議の場（高鍋北地区）」が開催されまして、地域の担い手30名ほど参加し、テーマごとの意見交換を行っております。

担当委員以外にも担い手としまして、それぞれ参加いただいた方、見学として参加していただいた方とかいらっしゃると思いますので、今後のそれぞれの担当地区のところの開催の際に役に立つものと考えております。

13日に「所有者不明農地制度オンライン研修会」が開催をされております。

同じく13日に「宮崎県農業会議巡回」が行われまして、地域計画の協議の場の件や、委員等の活動についての聞き取りがなされております。

14日に「高鍋町農業者年金受給者協議会会員研修会」を行っております。

今年度で解散することが決定をしておりますので、最後の研修会となったところでございます。

19日に「宮崎県農業振興公社との農地買入事前調査会」を行っております。

20日に「家族経営協定調印式」を行いまして、会長を立会人として、〇〇〇〇さんとお父様の〇〇〇〇さんが協定を締結されております。

22日「地域計画の策定に係る市町村担当者会議」がWebで行われております。

26日、今日ですけど「令和5年産米に係る食味会」ということで、環境保全型農業推進協議会で開催され、会長が出席しております。

28日に「令和5年仕事納め式」が行われます。

12月の総会関係になりますけど、20日が現地調査で、本日が総会となっております。

続きまして、年明けて1月の業務計画でございます。

4日が「令和6年仕事始め式」となります。

16日に「西都児湯管内市町村農業委員会事務局長会議」が開催されまして、令和6年度の農作業料金等の協議を行います。

同じく16日から18日まで全国農業会議所の支援によりまして、農業委員会サポートシステムの住民票とか固定資産台帳の突合作業の支援を受けます。県内で2か所になります。

1月の総会関係は、22日が現地調査で、29日が総会となります。

1月は、総会終了後に農業経営改善等対策会議が開催されますので、よろし

くお願いいたします。以上でございます。

3 ページをご覧ください。

県進達経過報告を申し上げます。

1 1 月 2 8 日 農業委員会総会承認分です。

農地法第 5 条

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの建築事業用倉庫及び作業場敷地の件、〇〇〇〇と〇〇〇〇さんの機能訓練場（露天）の件は、1 2 月 7 日付で許可となっています。以上です。

4 ページをお開きください。

「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について」は、〇〇〇〇 1 件で、大字〇〇字〇〇****番*、****番、****番の 3 筆となっております。ご確認ください。

では 5 ページをお開きください。

「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」は、

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 4, 8 0 0 m²

賃貸人 〇〇〇〇

賃借人 〇〇〇〇

解約届出日、解約成立日、土地引渡時期は、令和 5 年 1 2 月 1 2 日となっております。

議案第 6 5 号に関連しております。ご確認ください。

〔議長〕

ただいまの報告、2 ページから 5 ページについて、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号 4、議案第 6 5 号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領 9 のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。6 ページをお開きください。

議案第65号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1 番 令和5年12月4日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○*****番

田 94㎡

2 番 令和5年12月12日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○*****番*

畑 4,800㎡

この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1 番 売渡し申し出	担当委員	2 番 久保田 伸博	推進委員
	順番委員	7 番 坂本 幸	推進委員

2 番 売渡し申し出	担当委員	8 番 永友 定己	推進委員
	順番委員	6 番 赤澤 克俊	推進委員

よろしく申し上げます。

日程番号5、議案第66号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、事務局です。

13 ページをお開きください。

議案第66号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認」について

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*
*****番*

登記地目 田 現況 宅地・雑種地

合計面積 8 1 8 m²

申請人 〇〇〇〇

転用目的は、住宅敷地、車庫、従業員駐車場です。

担当委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

6 番。

[6 番]

はい。6 番、説明します。

農地法第 4 条による申請者、〇〇〇〇さんの農地転用の追認申請です。

1 5 ページをご覧ください。場所は、〇〇の県道〇〇線を挟んで東側にあります。

申請地は、高鍋町大字〇〇字〇〇*****番*と*****番*の合計 8 1 8 m²です。

申請者は、〇〇を経営されていますが、農地転用の許可を得ぬまま、農地を住宅敷地の一部、車庫及び従業員駐車場として利用しているため、事後ではあるが転用申請を行うことで違反状態を是正し、引き続き現状のままで既存の建物の利用を継続していきたいとのことで申請されました。

また書類には、今回の申請地を昭和 6 1 年に実の父が申請人になり、転用許可を受け売買により取得したものの、当初の計画が現在は完全に白紙になっており、父親からの相続後、相当な時間が経過していたこともあり、当初の経緯を説明し、自分名義の土地なので問題ないだろうとの誤った考えと、農地に対する不知が招いたことで、以後は認識を改め、法令を遵守するという始末書が添付されていました。

事後申請のため、新規の工事もなく資金調達及び支出ありません。

土砂等の新たな流出の懸念もなく、既存の建物からの汚水等は、公共下水道へ排出。

雨水は、自然流下により側溝へ排出され、土地境界には、ブロック塀も設置されているため、他者の土地へ雨水や土砂等が流出する懸念ありません。

申請地に隣接する農地は無く、周辺の営農環境への影響は無いものと考えます。

また、土地改良区区域外であることも確認済みです。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

[議長]

事務局から補足することありましたらお願いします。

[事務局]

はい。

申請地は、都市計画区域で用途区域が商業地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

申請地の登記簿に、根抵当権の設定があります。根抵当権者である金融機関の転用することの同意書も添付されており、問題はないと判断します。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号6、議案第67号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、事務局です。20ページをお開きください。

議案第67号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

登記地目 畑 現況 宅地 22㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、〇〇です。

担当委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

7 番。

[7 番]

はい。7 番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、有償の所有権移転です。

現地は、22 ページを見てください。10 号線の〇〇交差点を東へ進み、〇〇の五差路を〇〇の方の坂へ進み、〇〇からさらに約 1 k m 坂を上がったところ です。

25 ページを見てください。転用の目的は、〇〇です。

この度、各地で〇〇を所有し、〇〇事業を営んでおりましたが、〇〇内に農地があることが判明し、今後も〇〇として利用するため、許可を申請することになりました。

被害防除については、雨水は、地下浸透及び南側側溝に放流処理します。

土砂流出については、22 ページを見てください。

北側近隣地****番*の土地所有者と合意を得、他者に迷惑をかける心配はありません。

用水、污水路についても譲受人が清掃管理し、今後も土砂流出発生した際、その都度対処します。

資金について、土地代〇〇〇〇円、自己資金残高証明書が添付されていまし た。

以上説明を終わります。審議よろしく申し上げます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。

申請地は、第 1 種農地ですが、既存の施設の拡張に該当し、転用対象です。

本案件については、21 ページから 23 ページのそれぞれの図に、申請地の位置を示しております。

申請地は小さい土地なので、色をつけて、既存の〇〇施設の敷地は、点線で囲っています。

24 ページは、申請地の隣接の公図となっております。

25 ページが配置図です。

太い線で囲っている既存の〇〇は、南の土地よりも約 1.5 m ほど高くなっ

ており、既存の施設の南側や申請地は、その高い部分の斜面となっております。

雨水の処理についてなのですが、南側の水路に放流ということで、水路の使用については、小丸川土地改良区の契約書の写しが、申請書に添付されており、合意済みであることを確認しております。

また、申請地は、埋蔵文化財包蔵地ですが、高鍋町社会教育課で工事等もないため、埋蔵文化財包蔵地の手続き不要ということの確認を取られております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。20 ページにお戻りください。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

登記地目 田 現況 田 269 m²

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇 他1名

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅建築です。

担当委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

7 番。

[7 番]

はい。7 番、説明します。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん2人の共有する農地を、〇〇〇〇さんへの有償の所有権移転です。

現地は27 ページを見てください。〇〇の前を西へ50 m行った所にある2

69㎡の田んぼです。

転用の目的は、一般個人住宅です。

28ページから29ページを見てください。周囲には、ブロック塀を設け土砂流出を防除します。

雨水は、雨水枡を経て、道路側溝に接続します。

生活排水については、公共汚染枡を経て公共下水道に接続します。

万一問題が生じた際は、当方にて責任を持って対処し、迷惑のかからぬようにいたします。

地目は田でありますが、水利組合などの利害関係はありません。〇〇水利組合組合長に確認済みです。

資金については、土地代〇〇〇〇円、建築費他〇〇〇〇円、合計〇〇〇〇円。

全額自己資金で、残高証明書が添付されていました。

以上、説明を終わります。審議よろしくをお願いします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。

申請地は、都市計画区域で用途区域が第1種住居地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

現在の譲渡人の住宅が建て替えの時期であること、また、台風の時期に避難を強いられる場所であるため、避難する必要のない申請地に住宅建築をしたいということで申請をされております。

本案件については26ページから28ページにそれぞれの申請地の位置を示しております。

29ページは配置図と間取り図です。説明は以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、20 ページにお戻りください。

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 田 現況 田 279 m²

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇 他1名

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅建築です。

担当委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

7 番。

[7 番]

はい。7 番、説明します。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん2人の共有する農地を、〇〇〇〇さんへの有償の所有権移転です。

現地は、31 ページを見てください。

〇〇の前を西へ50 m行った所にある、279 m²の田んぼです。

転用の目的は、一般個人住宅です。

32 ページから33 ページを見てください。周囲にはブロック塀を設け、土砂流出を防除します。

雨水は、雨水桝を経て公共下水道に接続します。

万一問題が生じた場合は、当方にて責任を持って対処し、迷惑のかからぬようにいたします。

地目は田であります。水利組合などの利害関係はありません。〇〇水利組合組合長に確認済みです。

資金については、土地代〇〇〇〇円、建築費他〇〇〇〇円、合計〇〇〇〇円。

全額借入金です。宮崎銀行の融資内定通知書が添付されていました。

以上説明を終わります。審議よろしくをお願いします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画区域で用途区域が第1種住居地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

かねてより持家建設を計画しており、資金の目処が立ったということで申請をされております。

本案件については、30ページから32ページにそれぞれの図に申請地の位置を示しております。

33ページは配置図と間取り図です。説明は以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第68号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

1番から2番まで2件の案件について、順次説明を行った後に一括して採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次説明を行った後に一括して採決することといたします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。34ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字○○字○○****番*

畑 他4筆 計9,167㎡

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

最初に推進委員5番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の更新です。

〇〇〇〇さんは、認定農業者で主に〇〇や甘藷、野菜の苗等を栽培されております。

申請地は、〇〇地区で、〇〇から〇〇の方へ行き、〇〇を過ぎて、二手に分かれる道を右折して、10m行った左前の場所に畑があります。

現地を確認したところ、〇〇が植えてありました。

反当たり〇〇〇〇円で、期間は1年です。以上になります。

[議長]

はい。続いて、推進委員 6 番、お願いします。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、賃貸借の継続案件です。

申請地は、〇〇地区の〇〇から南へ200mほど行った所の水田です。

現地を確認したところ、〇〇が刈り取られている状況でした。

反当たり〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 他7筆 計9,525㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、新規の利用権貸借でございます。

申請地は、〇〇から西へ120mほど行った左側に、8筆とも連なって道路沿いに沿ってございます。

現状は、綺麗に耕運されていました。

〇〇〇〇さんは、早期水稻を中心にハウスミニトマトなどを栽培され、また、個人的に〇〇を経営しております。

認定農業者でございます。

期間は5年で、10a当たり賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から2番まで2件の案件について、一括して採決することといたします。

1番から2番まで2件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、1番から2番まで2件の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程番号8、議案第69号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

利用権設定です。

1番から3番まで3件の案件については、利用権の設定を受ける者が、幸妻正浩委員本人である案件であり、また、その次の4番の案件につきましては、利用権を設定する者、及び利用権の設定を受ける者が、幸妻正浩委員本人である案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により幸妻正浩委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

幸妻正浩委員は、退出をお願いします。

[幸妻正浩 委員 退室]

それでは、1番から4番まで4件の案件について、順次説明を行った後に一

括して採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次説明を行った後に一括して採決することといたします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、36 ページをお開きください。

議案第69号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」です。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 1, 015 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇 他3名

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

本件は、未相続農地となっております。

担当推進委員より、説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。6番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと幸妻委員との、賃貸借です。

〇〇〇〇さんは亡くなられており、未相続農地で、相続人代表の〇〇〇〇さんと幸妻委員との賃貸借になります。

申請地は、〇〇地区の〇〇から、西へ500mほど行った水田です。

現地を確認したところ、耕運してありました。

支払い開始は、令和7年からとなっております。以上です。

[議長]

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 219 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 幸妻 正浩

担当推進委員より、説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから幸妻委員への賃貸借です。

申請地は、〇〇地区の〇〇から、東へ800mほど行ったところの水田です。

現地を確認したところ、耕運されていました。

支払い開始は、令和7年からとなっております。以上です。

[議長]

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 724 m² 他1筆 計1, 666 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 幸妻 正浩

担当推進委員より、説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから幸妻委員への賃貸借です。

申請地は、〇〇地区の〇〇から、東へ500mほどの水田です。

現地を確認したところ、耕運してある状況でした。

支払い開始は、令和7年からとなっております。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 947㎡ 他1筆 計982㎡

利用権を設定する者 幸妻 正浩

利用権の設定を受ける者 幸妻 正浩

担当推進委員より、説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。6番、説明いたします。

幸妻委員から幸妻委員への本人による使用貸借です。

申請地は、〇〇地区の〇〇から、南へ900mほど行った所の水田です。

現地を確認したところ、耕運してありました。

借賃は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から4番まで4件の案件について、一括して採決することといたします。

1番から4番まで4件の案件について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、1番から4番まで4件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

幸妻正浩委員は席へお戻りください。

[幸妻正浩 委員 入室]

続けます。

次の５番から１８番まで、１４件の案件について、順次説明を行った後に一括して採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次説明を行った後に一括して採決することといたします。

５番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

５番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ２，９９６㎡ 他１筆 計５，１８２㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員より、説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員６番。

[推進委員６番]

はい。６番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの賃貸借です。

申請地は、〇〇地区の〇〇から北へ５００ｍほど行った畑です。

現地を確認したところ、〇〇が植えてありました。

借賃は、反当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

６番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 0 0 0 m² 他3筆 計5, 5 1 8 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員より、説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番の代理で、推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

農地中間管理機構による利用権の設定です。〇〇〇〇さんより、公社を介して〇〇〇〇さんに賃貸借です。

〇〇〇〇さんは、認定農業者でキャベツ、白菜、水稻など幅広く耕作されています。

場所は、〇〇より南西に道なりに 1 k m 近くのところの畑です。

キャベツを収穫した後でした。

期間は 5 年で、年間 1 0 a 当たり 〇〇〇〇 円です。以上です。

[議長]

7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 4 7 8 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員より、説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番の代理で、推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから公社を介して、〇〇〇〇に賃貸借の設定です。

場所は、〇〇より 5 0 0 mほどのところに十字路があります。その道脇の畑です。

全体の広さは1町ほどありますが、その境界も無い一角の 4 7 8 m²です。

〇〇が植えてありました。

期間は5年で、年間 1 0 a 当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

8 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

8 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 5 4 5 m² 他1筆 計 9 6 6 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員より、説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番の代理で、推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから公社を介して、〇〇〇〇さんへの賃貸借の申請です。

申請地は、1 0 号線を〇〇より〇〇町方向に向かうと、右側に〇〇の横に〇〇というお店があります。その 1 0 号線挟んだ前の 9 6 6 m²の田んぼです。

現地を確認したところ、トンネルハウスが 2 棟、新しいビニールが張ってありました。

期間は2年で、年間 1 0 a 当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

9 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

9 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 995 m² 他1筆 計1,416 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員より、説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業の利用権設定です。

申請地は、〇〇地区の〇〇ガソリンスタンドの南側から入って、200mぐ
らい行ったところで、〇〇の南側の農地です。

現地を確認したところ、飼料稲の株がまだ立っている状態でした。

10a 当たり〇〇〇〇円で、期間は10年で、水稻を生産される予定です。
以上です。

[議長]

10番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

10 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 600 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員より、説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業での利用権設定で
す。

申請地は、〇〇地区〇〇で、〇〇から北に進み左に入りまして、〇〇の北側にある農地です。集落の南側にあります。

現地を確認したところ、綺麗にロータリーがかけてありました。

10a 当たり玄米〇〇kg です。

期間は5年で、水稻を生産される予定です。以上です。

[議長]

11番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

11番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 974m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員より、説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、〇〇地区で国道10号線の〇〇の北側の道路を、約150m入ったところの農地です。

現地を確認したところ、綺麗にロータリーがかけてありました。

10a 当たり〇〇〇〇円です。

期間は10年で、水稻を栽培される予定です。以上です。

[議長]

12番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1 2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 9 8 6 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員より、説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理機構を使った利用権貸借です。

申請地は、〇〇から、東へ1 0 0 mほど行ったところの右側でございます。

現状は、綺麗に耕運されていまして。

〇〇〇〇さんは、先ほど説明したので、詳細は省きたいと思います。

期間は1 0 年で、1 0 a 当たり賃借料は玄米で〇〇 k g です。以上です。

[議長]

1 3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1 3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 0 1 2 m² 他2筆 計2, 8 6 6 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員より、説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理機構を使った利用権貸借です。

申請地は、資料の〇〇****番*と****番*は、所有者の〇〇〇〇さん宅の真ん前でございます。

それと****番*は、先ほど〇〇〇〇さんの時に説明したのですが、〇〇から東へ100m行ったところの、今度は右じゃなく左側でございます。

どちらとも綺麗に耕運されていました。

期間は10年で、賃借料は玄米で〇〇kgです。

少し補足しますと、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは兄弟で、〇〇〇〇さんは実家の方に住んでいまして、〇〇〇〇さんはその横に自分の家を建てています。だから住所が一緒になっていると思いますけども、問題はないかと思っております。以上です。

[議長]

14番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

14番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 783㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員より、説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理機構を使った利用権貸借です。

申請地は、〇〇、真ん前北側の所でございます。所有者の家がその真ん前にもあるのですけども、すぐその西側に申請地はございます。

現状は、草が生えていましたけども、〇〇〇〇さんに聞いたところ、綺麗にして米を作るということでした。

期間は10年で、10a当たりの賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

15番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

15番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 682㎡ 他12筆 計12,622㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員より、説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理機構を使った利用権貸借です。

申請地は、資料の一番最初の〇〇の****番*は、〇〇の真ん前にございます。

綺麗に耕運されていました。

そのあとの〇〇の****番*から3筆、****番*、****番*は、〇〇から見て、北西に100mほど行ったところに3筆ともございます。

残りの〇〇****番*と、次のページの最後の****番*の9筆は、〇〇から西へ50mほど下り、そこを左に行くと、この9筆が南の方に連なっております。

ここも綺麗に耕運されていました。

期間は10年で、10a当たりの賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

16番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

16番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

田 979㎡ 他4筆 計4,726㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

本件は、未相続農地となっております。

担当推進委員より、説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理機構を使つての利用権貸借です。

先ほど言われました未相続農地で、息子さんにあたる〇〇〇〇さんが代表者となっております。

申請地は、〇〇の北側に、先ほども説明したのですが、〇〇〇〇さんの家がございます。

その北側の周辺に5筆ともございます。

これも現状は、綺麗に耕運されていました。

期間は10年で、10a当たり賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

17番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

17番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

田 883㎡ 他1筆 計1,611㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員より、説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理機構を使つての利用権貸借です。

申請地は、〇〇の北東側の真ん前に、2 筆ともございます。

現状は、綺麗に耕運されていました。

〇〇〇〇さんは、早期水稻を中心に露地のズッキーニ、白菜、キャベツなどを栽培される認定農業者でございます。

期間は5年で、10 a 当たり〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

18 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

18 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 922 m² 他1筆 計3, 013 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員より、説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの、農地中間管理事業を使つての新規の利用権設定です。

申請地は、〇〇の手前100 mのところを北へ500 mほど行った農地で、3, 013 m²です。

耕作者は、〇〇を飼育されております。

現地を確認したところ、雑草が生えていましたが、水稻の作付けをされる予定です。

期間は10年間で、金額は粳で年間10 a 当たり〇〇kg ということです。

以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

[1 番]

はい。

[議長]

はい、1 番。

[1 番]

〇〇、〇〇地区辺りの価格が〇〇〇〇円とか〇〇〇〇円というのがあるのは、妥当なのでしょうか。

貸す側と借りる側の問題であって、あまり口出すものではないのかもしれませんが、農地集積を今後していく立場として、価格が僕が思うに、昔の価格がそのまま反映されて、今もいるのではないかと思います。

私たちが農業する上で、今借りても反当〇〇〇〇円ぐらいがやっとなと思われているような状況の中で、名前を見てみると身内だったり、〇〇〇〇さんとか、兄弟間の人たちとか身内と思われるようなところで、価格が借り手側があまり言えない状況、希望価格が言えない状況にあるのではないかと推測してしまいます。

自分たちは、あまりこの価格じゃないと駄目ですよとは言えないのだけど、今後の集積のことを考えると、ある程度もう少し。

この〇〇〇〇円が、ハウスだから〇〇〇〇円なのか、もう少し、借り手側はこれでいいと言っているのかもしれないけど、もう少し価格がある程度、統一されたものであっていいのではないかなと思うところがあります。

[推進委員 1 番]

〇〇〇〇さんとか〇〇〇〇君とも話をしました。でも、貸手側がこれでと言われて、少し高いよね、という話も正直、私も相談はしました。でも借りる側がどうしても不利にはなるんですけども。

そこは私達も本当は間に入ってから、話し合いするのがいいのかもしれませんが、おそらく貸す側は、多分おりない雰囲気もあったりもします。それも人によるんですけども。

条件とかもあると思うんですけども、場所とかもですね。

うち辺では、大体でも自分はどちらかというと、下げる方で考える方なので

すけども、貸す側が昌央さんが言われた、昔の感じの部分もやはり残っていて、そういった方で貸したいという感じが根強いのかなという感じもあります。

〔議長〕

貸手側がなかなか昔の感覚のままで、下げてもらえないということで、場所的にそれなりに良かったりするのですが仕方なくと考えて、なかなか難しいのですが、できたら本当にもう少し、今相場的に〇〇〇〇円から高くして〇〇〇〇円のそこに合うといいのではないかと思いますけども。

また考えて行きたいと思います。

その他何かないでしょうか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

５番から１８番まで、１４件の案件について、一括して採決することといたします。

５番から１８番まで、１４件の案件について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、５番から１８番まで、１４件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で本日の議案の審議、すべて終わりました。

これをもちまして、令和５年第１２回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 １５時０３分)